

社会福祉法人世羅町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は世羅町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償の額並びに、その支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 費用弁償による費用は職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は日当、宿泊費、鉄道費、船賃及び車賃とする。

2 前項の旅費の額は職員の旅費の支給方法の例による。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月23日から一部改正し施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する。

別 表

職 名	支 給 区 分	報 酬 額
会 長	月 額	1 8 0 , 0 0 0 円
理 事	日 額	5 , 0 0 0 円
監 事	日 額	5 , 0 0 0 円
評 議 員	日 額	5 , 0 0 0 円
評議員選任・解任委員	日 額	5 , 0 0 0 円
ふれあい相談員	日 額	3 , 5 0 0 円
貸付調査委員会委員	日 額	3 , 5 0 0 円
苦情解決第三者委員	日 額	3 , 5 0 0 円